

第7回規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成25年4月17日（水）13:07～15:13
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、
金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、林いづみ、森下竜一
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
山際内閣府大臣政務官
 - （参考人）山口JPホールディングス代表取締役
 - （事業者）藤岡特定非営利法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長
 - （東京都）川澄福祉保健局長、桃原少子社会対策部長、花本保育支援課長
 - （厚生労働省）鈴木審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）、
橋本保育課長、堀保育課長補佐、荻原保育課長補佐
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、中原参事官、
武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官
4. 議題：
 - （1）東京都からのヒアリング（保育に係る規制改革について）
 - （2）国際先端テストについて
 - （3）健康・医療ワーキング・グループからの報告（再生医療・医療機器）

5. 議事概要：

○岡議長 第7回「規制改革会議」を開会する。

本日は、浦野委員、大崎委員、鶴委員、佐々木委員、長谷川委員、松村委員は欠席。甘利大臣は公務の関係で欠席。始めに稲田大臣から御挨拶をお願いする。

○稲田大臣 本日はお集まりをいただき、御礼申し上げます。また、本日は官邸に呼ばれたため、少し遅くなったことをお詫び申し上げます。

今日も御出席された委員の皆様方に心より感謝する。

本日は保育に係る規制改革について、引き続き検討が行われると聞いている。保育については非常に関心の高い分野でもあり、積極的な御審議をお願いしたい。

また、各ワーキング・グループには、私も時間があるときは参加をさせていただいており、非常に積極的に、また、非常に詰めたタイトな日程で御議論をいただいていることに、本当に委員の皆様方に感謝をいたしたい。

新聞報道等でも国際先端テストについて報道されていたが、いよいよ本格的

に始動すると聞いており、よろしくお願い申し上げます。

これから取りまとめに向けて様々な議論が行われると思うが、非常にタイトなスケジュールだが、岡議長、大田議長代理を始め、委員の皆様方の建設的かつ積極的な御意見をお願いしたい。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に一言。規制改革会議の内容が会議の前に新聞記事になる事例がある。難しい問題だが、我々委員、事務局含め、情報管理についてはしっかりお願いしたい。

(1) 東京都からのヒアリング(保育に係る規制改革について)

○岡議長 本日の議題1「保育に係る規制改革についてのヒアリング」では、説明者の他、山口参考人、内閣府共生社会政策担当、文部科学省の方も同席。最初に東京都からの御説明をお願いする。

○東京都(川澄福祉保健局長) 本日は保育サービスの拡充に関する都の取組を御説明する機会をいただき、御礼申し上げます。

時間も限られており、お手元の配付資料に基づき早速説明をさせていただく。

2ページ、東京都の子供の状況について、3ページにはグラフをつけているので、併せて御覧をいただきたい。3ページ、上の折れ線グラフは、都内の就学前児童人口。全国的には少子化が進行しているが、都においては他県からの人口流入により、平成19年以降増加を続けており、現在約62万人となっている。

その下の折れ線グラフは、就学前人口に対する保育サービスの利用率を示している。女性の社会進出等により保育サービスの需要は一貫して上昇しており、保育サービスの利用率はこの10年間で7.6ポイント増え34.6%となっている。

その下の棒グラフだが、認可保育所、認証保育所、幼稚園の利用児童数。認可保育所の利用児童数は18万5,000人となっている。児童人口全体に対する割合は30.1%であり、この10年間で4.1ポイント増えている。また、平成13年度に制度を創設した認証保育所は、利用児童数が2万人、児童人口に対する割合は3.3%となっている。一方、幼稚園の利用児童数は17万3,000人。児童人口に対する割合は28.2%となっており、この10年間で2ポイント減少している。

下の棒グラフだが、待機児童数の推移を示している。平成14年度に待機児童の定義が変更されてから5,000人前後で推移していたが、リーマンショックによる経済情勢の悪化により就労希望者が増え、平成21年度以降の待機児童数の増加につながっている。

これまでの取組の結果、この2年間は待機児童数が減少傾向にあるが、依然として高水準にあり、平成24年の待機児童数は7,257人となっている。

2ページに戻っていただきたい。都が実施している調査では働いている母親

の割合、共働き世帯の割合が共に増え、調査対象の5割を超えている。また、待機児童の保護者の約6割がパートタイム労働者または求職中の者であり、認可保育所だけではなくて、多様なサービスを組み合わせてサービス量を拡充していく必要があると考えている。

4ページ、これまで東京都は待機児童対策を積極的に進めると同時に、大都市の特性を踏まえた認証保育所制度の導入により、利用者のニーズに合わせた保育サービスの提供を促進してきた。認証保育所はゼロ歳児保育、13時間開所を義務付けると共に、民間企業等、多様な主体の参入によって保育サービスの質、量の充実が図られている。これらの取組について少し詳しく説明をさせていただく。

まず待機児童対策について、5ページ左側に過去3年間の就学前児童人口、待機児童数、保育サービス利用児童数、保育サービス利用率の推移を示している。毎年待機児童数を上回る規模で保育サービスを拡充しており、直近の3年間では保育サービスの利用児童数を約2万7,000人増やした。それにもかかわらず、就学前児童人口の増加、女性の社会進出等により保育サービスの利用率は年々上昇し、待機児童数は依然として7,000人を超えている。7,000人の待機児童に対して1万人ほどのサービス量を増加しても、また7,000人の待機児童が増えているというような状況。結局、保育所整備が進むことで新たなニーズが喚起される面もあるだろうと考えている。

保育サービスの将来的な見通しとしては、潜在需要を含めて約44%と言われており、引き続き施設整備を強力に進める必要があると考えている。

待機児童解消に向けた都の主な取組を5ページの右下に記載している。保育所整備については、国の安心こども基金を活用して整備を進めているが、これに加えて都独自の待機児童解消区市町村支援事業により、事業者及び区市町村の負担を軽減し、施設整備の促進を図っているところ。

また、今年度からは新たに小規模保育に対する施設整備・運営費の支援も行う。都独自の認証保育所は、もともと待機児童解消のために創設したものではないが、現在大きな成果を上げている。そのことについて少し詳しく御説明をさせていただく。

6ページ、認証保育所制度だが、産休、育休明けの保育ニーズに対応するゼロ歳児保育、遠距離通勤の多い大都市特有のニーズである延長保育などの拡充がかねてより課題となっていた。保育サービスの大宗を占める認可保育所が、これらのニーズに十分な対応をできておらず、利用者が認可外保育施設を利用せざるを得ない状況も見られた。この状況を打破して認可保育所の改革を促すために、ゼロ歳児保育と13時間開所を義務づけた都独自の認証保育所制度を平成13年度に開設した。

現在約700カ所の施設が設置されているが、設置主体別の内訳は6ページ右下にあるように、500カ所以上が民間企業、NPOによる設置となっている。その上に都市型保育ニーズへの対応状況について、認可保育所と認証保育所を比較する形で示している。認可保育所におけるゼロ歳児保育の実施率は79.5%、13時間開所率は19.0%であって、まだまだ認可保育所の積極的な取組を促していく必要があると考えている。

7ページは認可保育所と認証保育所の制度を比較したもの。認証保育所の設備基準は認可保育所の基準と基本的には同じ。面積基準はゼロ歳児、1歳児の居室を年度途中で1人当たり2.5平米まで緩和しているが、これが産休、育休明けの保育ニーズの受け皿となり、大きな成果を上げているところ。

職員の資格要件は、基準職員のうち保育士有資格者を6割としている。制度創設後11年を経過しているが、これまで適切な運営が実施されていると考えている。

8ページ、認証保育所の利用者調査の結果。いずれもよい評価を得ている。認可保育所の利用者調査も同じ項目で実施しているが、網かけ部分は認可保育所よりも認証保育所の方が評価の高かった項目。この資料からも認証保育所が都民に広く支持を得ていることが分かると思う。

このように、都の保育施策において大きな実績を上げている認証保育所だが、平成27年度から本格施行される予定の新制度では、現時点では給付の対象とはなっていない。

9ページ、繰り返しになるが、認証保育所はゼロ歳児保育、13時間開所など大都市の保育ニーズに合わせたサービスを提供して、待機児童解消にも大きく寄与している。是非とも国の新制度の中に位置づけ、新制度の給付対象とするよう是非お願いしたい。

職員配置基準については、現状でも認可保育所の職員は保育士を10割とする一方で、保育ママでは研修修了者でも従事は可能であるなど基準設定が多様なものとなっている。新制度における職員配置基準は地域の実情に応じたサービスが提供できるよう、柔軟かつ弾力的なものとすべきであると考えており、是非お願いをしたい。

なお、現在国が認可外保育施設に対して行っている支援は、認可基準を満たすことを条件としており、その期限や補助額の設定についても課題があるのではないかと考えている。

都では、大都市の実情を踏まえて認証保育所制度を創設し、設置促進を図ってきた。認証保育所に認可基準への適合を求めた場合、年度途中の面積基準の弾力化ができなくなり、待機児童が増加することにもなる。また、保育士資格を持つ職員を配置しなければならず、人材不足はより一層深刻化すると考えて

いる。

子ども・子育て関連3法成立時の参議院の附帯決議にも、大都市部の保育所等の認可に当たり、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮を求めている。新制度の施行に向けては保育のサービス量を抜本的に拡充する必要がある。国には是非地方自治体の裁量を認め、柔軟に対応するよう改めてお願いするもの。

10ページ以降に関連の資料を添付している。担当の部長より説明をさせていただく。

○東京都（桃原少子社会対策部長）私から若干補足して説明を申し上げたい。

10ページ、左側の濃い青色の網かけの部分だが、こちらが従前からある認可保育所を中心としたいわゆる施設サービスのグループ。現行においても、新制度導入後においても、地方裁量型の認定こども園以外は保育士配置が10割求められているところ。

一方、右側の薄い網かけだが、ただいま局長からも申し上げたが、家庭的保育、いわゆる保育ママや事業所内保育施設、地方単独事業の一部などが新たに地域型給付に移行、参入する部分で、現状では保育士配置が不要または基準が低めに設定されているところ。新制度ではこれらの配置基準については国が設定することになっているが、現段階では詳細は示されていない。

この間にある白抜きの部分が認証保育所だが、先ほど申し上げたとおり、配置基準以外は認可保育所と同等のものだが、現段階では保育サービスに対する給付を受けられる見通しが立っていない。子ども・子育て関連3法における給付の趣旨が、この部分で実現されないのではないかと私どもとしては危惧しているところ。

11ページ、こちらに今申し上げた保育士など、人的配置の基準の関係を図で示している。横軸が定員だが、定員が20名以上の認可保育所については右上にあるとおり保育士10割。一方、左下、家庭的保育、いわゆる保育ママだが、こちらは研修の受講者で可とされている。また、この保育ママが複数で運営するグループ型小規模保育事業というものがあるが、こちらは保育ママ3名までがグループを組めるので、最大15名までの児童を保育する仕組みとなる。

新たな小規模保育においては、資格要件は今のところ未定であるが、これらのバランスを考慮したものでないと、特に保育士の需給状況の厳しい環境にある大都市では、実現性に問題があるのではないかと私どもとしては考えている。

認証保育所については、認可保育所の下にあるが、6割以上の保育士を基準としていることから、サービスの内容と給付のバランスの考慮が必要かと私どもとしては考えている。特に認証保育所の中で幼児教育を実施する地方裁量型認定こども園が、新制度においては給付の対象となる予定となっているため、

こちらとのバランスについても御考慮いただきたい。

12ページ、こちらは先ほど局長から申し上げた国の認可外施設に対する支援事業の詳細。表の中ほどにある認可保育所に対する補助基準と、認可外保育施設を認可に導くための補助単価の差にかなり乖離が生じ、実施主体である区市町村へのインセンティブが働きにくいのではないかと考えている。

13ページは今年度から新制度における小規模保育の先取りとして、都が単独で実施する事業。通称で東京スマート保育と申ししており、新聞等でも報道されているところ。こちらの制度についても、今後設置が進むかどうかについては、基準がどのような設定で行われるかということに大きく関わっているのではないかと考えている。

14ページ、保育サービスをこれから拡充することになると、保育の質の確保が不可欠と考えている。また、近年保護者の対応であるとか発達障害のお子さんが増加するなど、保育サービスの従事者の質の向上も課題となっている。人材の確保や育成は正しく急務であり、特に需給状況が逼迫している東京では、資格を有しながら保育サービスに従事していない方への就業の働きかけであるとか、資格の有無にかかわらず、従事者の専門性を向上させる取組を東京都としても実施している。

また、東京都ではサービス拡充に伴い、質をきちんと評価するとともに、保育所の事業者の改善努力を促して、また、利用者の選択に資するよう、10年前から第三者評価を進めている。資料については16ページにあるので、後ほど御参照いただきたい。

なお、平成17年度から平成23年度までに全国で評価を受けた施設の延べ件数、これは保育関係だが、約5,300件のうち60%に当たる3,250件が東京都の実績で、私どもがこの取組を進めてきた成果であろうかと考えている。

○岡議長 次に、特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長の藤岡さんから説明をお願いします。

○藤岡氏 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター、そして公益社団法人日本サードセクター経営者協会、もう一つは新しく作っているが、一般財団法人こども財団という3つの肩書きを持っている。今日は意見を述べる機会をいただき、御礼申し上げます。

では、私の資料を見ていただきたい。私は実は現場でこういった保育サービスや、子育て支援のサービスを提供している方を支援している立場なので、実践者からの意見ということで聞いていただきたい。

なかなか数字をお持ちすることができず申し訳ない。また、主観的なところも入るが、お許しいただきたい。

最初のページを見ていただきたい。実は私どもの会員や理事の中にも社会福

祉法人の方がいるので、社会福祉法人という言葉はかなり資料の中に入れているが、これははっきりと申し上げたほうがいいと思いき書かせていただいている。これはあくまでいろいろな担い手の方たちが競争の中で切磋琢磨して、よりよいサービスを提供できるようにという願いの下なので、私も結構勇気をもって発言させていただいている内容。

まず問題提起としては、これだけ待機児童が膨らんだ。私は名古屋市にも住んでいるので、名古屋市は全国一とも言われていて、このことに関しては、ここまで増やしたこれまでの行政側であるとか担い手の怠慢があるのではないかと思っている。放っておけない事態であったのに放っておいたという事実はあるのではないか。

2つ目は、そのサービスなのだが、あくまでも保育という視点だけで利用者がどのように困っているかというところまで、その成果と言うか、そこまでが創出されていない。それがこの会議でも議論をされていると思うが、社会福祉法人の1法人1事業所の運営、内部留保というか、資金をどう活かすかというところの経営の問題ではないかと思っている。

3番目は、直近待機児童対策、解消が必要なのだが、その次に利用者の方がどういう保育サービスを好まれるかということで、選択できることが1つの要素ではないか。

こういう議論をするときに、どうしても低所得者の方の配慮が出てくるが、制度の骨格と低所得者の方の配慮は別枠で考えていただきたい。

次のページ、日本サードセクター経営者協会ということで、保育所のサービスを提供しているところが社会福祉法人及び非営利組織にしているところが多いと思うので、その実態について少し資料を用意した。私どもの言い方なのだが、サードセクターというのは非営利というふうに区切ったらどうかと考えている。特に新しい非営利組織というのは特定非営利活動法人というものと、公益法人改革3法施行後の一般社団、財団が非常に急増しているという実態がある。こういったところも将来は担い手になっていくのではないか。

担い手としてのサードセクターの現状として、数値上では特定非営利活動法人が毎年大体3,000法人の勢いで増えている。3,000~5,000法人ぐらいの勢いなのだが、一般社団、財団が9,000法人ぐらいの勢いで増えており、かなりの数ということ。

一般社団、財団の中には非営利型とそうでないものがあるが、公益法人協会がアンケートを取ったところでは、おおよそ8割ぐらいが非営利ではないかと言っている。ただ、これはアンケート調査なので確実な客観指標ではない。

このような中で、非営利型の組織の中でも担い手が増えているという実態をこのパワーポイントで見ていただきたい。2ページ、3ページはそのことを説

明。特に3ページの下段のところでも□が一般社団、△がNPO法人で、一般社団、財団がこのぐらい急増している。

次のページ、こういった待機児童問題に関しては担い手が非常に重要である。そのときにどういう方たちが担い手になるかということで、私は営利、非営利を問うべきではないと思っている。両方を問わず参入は自由とすべき。サードセクター協会の私がこれを言うのは少し違和感を持たれるかもしれないが、これは両方を考えるべきだと思っている。

問うべきものは法人形態ではない。実態としてサービスの質であるとか経営方針を捉えるべきだと思っている。特に最近是非営利型の株式会社とか、いかにも非営利ということを行っているところもあるが、その非営利は剰余金を分けないだけで、剰余財産は分けるということをしているので、完全な非営利ではない。それよりはこういった質の面や、いかに社会課題を解決するかという経営方針を持っているかどうかということのほうが重要だと捉えている。

こういう担い手の問題を捉えた上で、全国の自治体の参入状況。これに関してはデータがなく、直接聞いたり、ホームページのデータであるので、東京都のデータのようにかっちりしたものではなくて申し訳ないのだが、こういう状況だというふうに見ていただきたい。

それぞれ認可保育所に関しては非常に全国的には株式会社の参入状況が低いということ、ここでは話したかった。全国的に株式会社の参入が可能としている自治体を5ページに書いている。

次のページ、少し表現としては過激な表現になっているが、社会福祉法人に限る、もしくは株式会社を排除している自治体という書き方をさせていただいた。ここでは私が住んでいる名古屋市も対象がこういった、私どもが言っているいわゆるサードセクター組織、非営利組織となっている。福岡市も同じようになっている。だから社会福祉法人というだけではなくて、非営利まで枠を広げているところが出てきているということ。

次に名古屋市の状況、これは名古屋市に直接聞いていただいたほうがいいと思うが、私もオープンデータや市の職員の方とか、実際に担い手となっている企業、団体の方にお聞きした中でこの文章を書かせていただいた。全国一の待機児童と言われながらも、平成22年から計画を作り、非常にスピード感を持って実施をされている。このことにより、自称なのだが、25年度には解消できるとおっしゃっている。このスピード感は素晴らしい。これは首長の判断の下に積極的に進めており、このように自治体において多くの方たちに参入の機会を設けてもらえるというのは、首長の判断が大きい。

このときに、従来では土地を用意するのだが、それでは難しいということで、賃貸方式によってハード面の問題を解消している。右側のページ、これだけ急

に保育園を増やすと、恐らく保育士さんをどうするかという問題があると思う。名古屋市の場合は、名古屋市は待機児童がいるのだが、近隣の県ではそんなにいないということで、近隣の資格を持っている方がこういったところで働くことで、今のところは何とかなっている状況だが、今後の課題は残っていると思っている。

現状のところは、社会福祉法人及び特定非営利活動法人が認可保育園になっているが、私の目から見れば特定非営利活動法人というのは非常に財政基盤が弱い弱なので、ほとんど手を挙げるところはない。ということは、おおよそ社会福祉法人も対象にしたこういった待機児童対策が進められたと見ている。

先ほどからお話にある家庭的保育だが、これも保育所型とグループ型ということで、こちらでも待機児童対策にはかなり貢献をしていると思う。ここでグループ型の家庭的保育というのは、ほとんどが株式会社の方が担っている。

7ページは先ほど東京都からも御説明があったことなので、ここは割愛をする。認可保育所と認証保育所と比べて利用者の満足度は、こういったように認証保育所のほうが高いことをお示しした。

次のページ、こういった新しい事業所が参入されるに当たり、その評価が非常に重要になってくるということ。その評価というか、要するに新しいところが参入するに当たって何で競争するかと言うと、質の競争と効率性の競争だと考え、質の面で少し一般的な言葉だが、書かせていただいた。

今、評価基準がいろいろあるが、こういった保育サービスの評価にとどまらず、他の事業でもそうだが、少し欠けている部分があるのではないかと考えている。

まずは、質とは働くスタッフの数、種類、専門家の専門性、資格、経験、設備の問題。クラスのととり方、建物の新しさとか古さとか、こういったものが今、評価基準の中であると思う。これ以外にサービスが提供されているプロセスにおいて利用者いかに丁寧に配慮されているかどうか。これは恐らく利用者側のアンケート、主観指標といったもので測定できるのではないかと。

最も重要なのが、サービスを受けた後の成果ということ。これは先ほどの東京都の説明にもあったと思うが、保育サービス部分を提供しているだけでは成果の部分の満足度も得られないし、指標というものも出てこないのではないかと。保育サービス以外のところでどれだけのものが多角的に提供されているか、その保育サービスが活きるということもあると思う。成果という曖昧な表現をしているが、保護者の方がどのようなようになったとか、地域がどうなったかとか、そういったところの指標が今、第三者評価の中にも出ているが、もう少しはっきりとさせる必要があるのではないかと。

特にサービスの質に関しては、今のインプットの部分とアウトプットの部分

だけではなく、プロセスのところと成果のところの評価基準というものを今も検討されていると思うが、特にその部分を重視して、新しい事業所が参入して、その意味であるとか意義であるとか、そういったものが御理解いただけるのではないかと。

これ以降は待機児童対策とは少し離れて、次の段階になっていくと思う。ただし、その先を見据えた上でこういった待機児童対策、参入業者の選定などを考慮してもらえるといいのではないかと、参考までに用意した。これは私が現場にいる中で拾ってきた事例。

とにかく利用者目線のサービスが今、創出されていない、提供されていないという中で、事業をするという経営方針では難しいと思う。こういった保育サービスの提供に先立ち、指定管理者制度の導入、介護保険制度の導入により、新しい事業体が成長し、これまでの組織は自己改革をしているという事例が日本にはあるのではないかと、それをお持ちした。

9ページ、こういった制度内サービスを提供する、同じ事業体がさらに公費外のサービスを提供することで、利用者の困っていることが解消する。満足度が上がると考えている。

10ページを見ると、こういった参入規制を外すときにどうするかという問題があるが、日本では介護保険制度においては既にいろいろな法人形態の方がその担い手となっている。そういったことによって非常に日本におけるサービスの質が担保されているのではないかとこの事実をまず見ていただきたい。

同時に、こういった新しい事業体の方たちが、この10ページの例にあるように青いところ、制度内サービスとピンクのところ、制度外サービスと、これだけのものを同時に提供することで利用者の困っていることを解決し、満足度を上げている。特に介護保険サービスだけをしていると、ある程度の剰余金はあるため、それを制度外のところにも活用しながら、全体的な効果を上げているという事例を示した。

これ以降は、子供系は非常に少ないのだが、新しい、特に特定非営利活動法人の方たちは、こういった工夫をしているという事例を幾つか挙げている。

例えば11ページの上の名古屋市にある特定非営利活動法人こどもNPOだが、これは保育サービスではないのだが、児童館の運営をこれまでは社会福祉協議会が16館全部行っていた。その参入規制を外して、どの事業体でもいいという中で、8年かかり他の事業体としてこどもNPOが担い手になった。このNPOが担い手になったときに、これまでどおりの児童館のサービスだけではなく、指定管理者でありながらも移動児童館であるとか、小学生だけではなく青少年の居場所作り事業をやってみた。非常に効果がありよかったとして、名古屋市はその効果を認め、他の指定管理者にもこういったことをしたらどうかということ

示している。これは今まで大過なく同じことをしていたら、新しいことをするのは怖いから、そのまま終わるところを、新しい業者が入ったことで、その専門性とか経験の中でできたということ。それによって標準化しようということになったということで、新しい業者が入ってくるということは、こういうことも生み出す効果があるのではないか。

次の例は、それぞれ公的資金の制度を活用しながら横出しとか上乘せとかよく言われるが、そういったサービスを新しい担い手の方たちは工夫をしながら実施をしている。細かい点は割愛する。

特定非営利活動法人、恐らく一般社団、財団というのは、こういうところが非常に得意だということも見据えて、制度設計をしていただきたい。

14ページは、株式会社はどちらかと言うと多角的に経営をされるということで、そこでスケールメリットの中でいろいろな効果を出されるのではないかと思う。これはそういった事例。

今回、私がここで説明するに当たり、都市型に関していろいろ議論をされていると思うが、実は都会では待機児童なのだが、そうでない地域というのは子どもの数が減ってきて、廃園とか統園という統廃合が進んでいる実態がある。そういった中で利用者にしてみれば、近いところで利用できないということが起きてきている。ここにある例は愛知県の常滑市だが、廃園が決まり、5人になってしまったが、民間が担って、特徴的なところで英語教育を保育の中に入れて利用者が増え、そこでスタートしている例もある。

最後になるが、今後女性が働くという中でやっと待機児童対策が真剣に取り組まれることになったが、それだけでは保育を希望する保護者のニーズに合ったものは非常に難しい。全てが公費の中でというのは非常に難しいと思うので、そういった保護者の方のニーズに応えるようなトータル的なサービスが提供できる担い手が日本の中に増えてこないことには、問題解決にならないのではないか。だから先ほどの評価のところでも成果を問うということは、そういう経営方針を持った方たちが担い手になっていくということではないか。非常に抽象的な部分で恐縮なのだが、今後制度設計をしていくときに積極的な待機児童対策と同時に、それだけでは必ず今の問題は解決できないと思うので、先を見据えた、特に評価基準にさせていただけたらと思う。

○岡議長 ただ今の東京都と藤岡さんの説明に対して、委員の皆様から御質問、御意見をお願いしたい。

○佐久間委員 1つ、今のお話を聞いていて、藤岡さんの資料の5ページにある全国各自治体の参入状況。東京のある区において社会福祉法人または社会福祉法人に転換できる事業者ということで、株式会社を排除している。こういう実態というのは当然東京都としては把握をしていて、ただ、これは世田谷区等

が最終的な権限を持っているので仕方がないということなのか、それに対して何か知っているのだからこういうことをやっているということなのか、その辺りを教えていただきたい。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 今、藤岡さんの資料の中で、私ども東京都の例だけだったので、御説明させていただく。

この中に記載している区や市については、東京都に対して認可保育所の認可をすべき法人であるとか施設を推薦、内申と役所的にはいうが、そうしたことをするというのが区市の立場。

ただし、どのようなエリアにどれぐらい保育のニーズがあり、幾つ保育所を建てればよいかということについては、区市が全部情報を持っており、区市が判断すべきということから、都としては区市から内申があったものについて、認可をするという仕組み。

その中で株式会社の参入を規制するかどうか、社会福祉法人に限るかかどうかについては、明確な法的な根拠があるわけではないが、保育サービスを安定的に提供するという観点で、区市が現場を預かる立場で自らの責任で行っていると私どもとしては承知をしているところ。

東京都としては、株式会社と社会福祉法人の間にサービス内容であるとか経営の安定性に差があるとは全く考えておらず、区市に対してもそのような趣旨は伝えていない。

○佐久間委員 今の話だと、ある区が限定して推薦してきているのは当然承知をしていて、それについてはそのままにしているということか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 繰り返しになってしまうかもしれないが、私どもとしては区や市から法人選定について説明があれば、都でこちらにしないという指導はしていない。現場を私どもはつぶさに見ているわけではないので、区や市の判断が優先されるというのが実態。

○安念委員 法律上、保育所の設置の申請に対する認可権者はどなたか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 東京都。

○安念委員 厳密には東京都知事。

○東京都（桃原少子社会対策部長） そのとおり。

○安念委員 そうすると、なぜ区の言ったことを丸飲みしていいのか。そのように自分が行使すべき権限を第三者の判断で完全に聞かれるというのは、そういうやり方が許されるという考えか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 丸飲みをしているというのは、私の説明が言葉足らずだったかもしれないが、あるエリアの中で大体これぐらいの保育ニーズがあるということになると、区や市で例えば公募という形で事業者呼びかけをし、その中で選定をするという手続が行われる。どのような基準で選

んでいるかということは私どもも聞いており、その中で最も点数が高かったもの、法に定められた基準をきちんとクリアしているものを、私どももチェックをして、その中で判断をしている。

○安念委員 私が聞いたことはそういうことではない。設置基準に合っているかどうかを都道府県知事として判断しなければならない。これは法律上、当然の話で、区が内申しなければ認可の対象としないという権限の行使の仕方がなぜ法律上許されるのか、その論理を聞いている。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 基本的に保育の場合は、公的な資金がかなり投入されていることもあるので、別に過当競争を規制するという意味ではないが、区や市の中で待機児童の対策で必要なところで整備を行うために、区や市で誘導することになっている。その中でどのような法人が適切かというのは、区や市の方が地域の実態をよく知っていることから、区や市がそうした判断をしている。

○安念委員 全然説明になっていない。区や市が情報として知っているから、それを参考にするのはあなた方の自由。しかし、最終的な責任は東京都知事にある。これも当たり前のこと。法律が東京都知事の権限だと決めていて、市区町村についての権限は何も決めていないはず。だとすると、なぜ区市町村が内申してきたもの以外は認めないという権限の行使の仕方が法律上許されるのか、と聞いている。つまり、そのような裁量権があるのかどうか。そもそも児童福祉法35条の権限の行使について、裁量権があるという判例があるか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 制度の問題なので、厚生労働省から。

基本的な法律構成は安念委員おっしゃるとおりだと思う。判例については昔、学生時代に習った覚えがあり、今、手元にないが、摂津市の事例のようなものがあつたと記憶をしている。それはそれとして、法律構成は繰り返しになるが、安念委員の御指摘のとおりであると思う。

○安念委員 私が聞いているのは、裁量権があるのかどうか、つまり市区町村から内申してこなかったものについては、およそ認めないという方向での裁量権、つまりある種の効果裁量だが、それがあつたということをどうして児童福祉法のあの条文から読めるのかという、文字通りの行政法上の問題。

○厚生労働省（鈴木審議官） 委員御専門なので太刀打ちできるか分からないが、私どもの児童福祉法の理解としては、裁量権があると理解している。

今、東京都から御説明があつたのは、当然その一定の手続があるわけで、それは市区町村が保育の実施主体であり、そこを経由して認可権者に上がってくるというルートがあるのは事実。その御説明を都からされたと思う。

裁量権だが、それは当然市区町村が上げたものしか認可できないということでは裁量権はその部分はないということになるが、法律上はそのような構成に

はなっていないと承知をしている。

○安念委員 また議論したい。

○岡議長 今の専門的なやりとりを私なりに解釈すると、都知事が認可権を持っているが、実態は区に任せている。区のやり方には、藤岡さん資料の4、5ページのような特徴があって、株式会社がオミットされているような区も幾つかある。これを都の立場で見ると、区がやりたいことを認める権限は都知事が持っているが、やらないことをやれという権限はないという素人的解釈だが、よろしいか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） やるという方がいるのに、やれないという権限があるということではないが、ただ、繰り返しになって大変恐縮だが、保育の実施主体というのは区市になっているので、どのような保育サービスをどのような形で認可や認証も含めて資源配分をするのも、区市が責任を持ってやることになっている。ここの部分については区市の判断を現状としては東京都として尊重しているところ。

○岡議長 今日こういうデータを見てしまうと、どういう形がいいかの判断は最終的に現場だというのはよく分かる。しかし、株式会社をオミットしているという事態を認識したら、東京都は教育的指導を多少しないとまずいのではないか。

○東京都（川澄福祉保健局長） 今の課題については、少し私どもも現場の実施主体である区市町村を尊重することから上がってきたものを判断するという形にしているが、実際に株式会社を排除しているという状況については、どういう指導というか、話ができるのか検討してみたい。

○岡議長 是非お願いしたい。この後、厚生労働省から、国が全国の自治体の現状を把握しているかどうか説明いただくが、同じように、東京都の区市ベースの実態がどうなっているかを十分把握いただいた上で望ましい方向にリードしていただきたい。このテーマについてはこの辺でよろしいか。

○林委員 限定的に東京都にお伺いしたい。区における「社福に限る」という今の裁量を東京都は是としているのか、それとも改めるべきと思っているか。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 冒頭申し上げたとおり、東京都としては株式会社に関しても社会福祉法人に関しても、全くサービス内容、安定性において差はないと考えているので、差別的な取扱いをするということについて、私どもの立場としては是としているものではない。

○藤岡氏 このデータだが、調査したのが昨年で、今、お隣の山口参考人から教えていただいたのだが、町田市は今年から社会福祉法人の方でないところも参入ができるようになっており、港区もそうだが、訂正させていただきたい。

○金丸委員 厚生労働省と東京都共通の質問が1点と、2問目は東京都の方々

に御質問をしたい。まず1点目は藤岡さんのペーパーを拝借して恐縮だが、15ページの最後に「女性が子育てをしながら働くことができる社会へ」これが多分大きなテーマだと思うのだが、厚生労働省としてこの目標設定に対してというか、こういう社会の到来については総理も多分おっしゃっていると思うが、何か数値目標はあるのか。子供の数が出ていて、先ほどの東京都の資料だと今三十数%、3年ぐらいで40%ぐらいに持っていきこうという話なのだが、その40%という目標についてこれは正しいのか。

2点目の東京都の方に対しては、今まで数年間で2万数千人の保育の要員を増やしてこられて、これから3年間で2万4,000人を増やすとおっしゃっていて、今まで増やしても駄目だったというのが先ほどの御説明だったのだが、今度3年間で2万4,000人増やされた後のイメージ、展望というのはどうなのか。これで十分だとお考えなのか、その両方をお答えいただきたい。

○厚生労働省（鈴木審議官） 金丸委員おっしゃるように、女性が子育てしながら働くことができる社会を目指さなければいけないということで、現在、政府として持っている目標は子ども・子育てビジョンである。これは今回の社会保障・税の一体改革の議論の前に策定したもののだが、平成26年度時点での目標数値を例えば保育サービスがどのぐらいとかということで設定したものはある。

これから新制度が始まり、一番大きな前提として、安定財源というものの裏打ちができるので、各自治体がニーズ調査をして、新しい目標を、恐らく非常に高い目標になると思うが、これを今、打ち立てていかなければならない。正に現在進行形というところ。

○東京都（川澄福祉保健局長） 平成24年度から26年度までの3年間で2万4,000人の整備をなるべく前倒ししてやりたいと考えているわけだが、先ほどの数字で就学前児童人口に対する利用率が44%ということ想定すると、今34%でちょうど10%乖離がある。62万人の10%となると6万人。6万人の整備が全体として必要という想定ができるが、いずれにしても2万4,000人の後、強力に保育サービスの拡充をしていかなければならないのだが、やはり保育士の確保を考えると、どこまで数字を上げていけるのかという危惧は持っている。ただ、数値的な想定では、6万という数字が出てくる。

○翁委員 東京都に、横浜市では認可と認証の価格差を大分同じ水準にしていこうという取組を行ってきているが、東京都としての取組は今どのようなようになっていて、現状をどう評価されているかということをお伺いしたいのが1つ。

もう一つは第三者評価について認証保育所が高いということで示していただいたが、先ほどの説明の中では、例えばそういった認可外保育施設に対して行っている国の支援も、もう少し基準などを見直してはどうかという御説明だと思うが、例えば具体的にどういう総合的な評価というか、そういうことが考え

られると現在御認識がおありか伺いたい。

厚生労働省に、1つこの点に関して伺いたいの、こういったいろいろな多角的な質の評価が、質の評価を充実させていくことにより、それが広がっていけば、そういった評価も認可の基準に反映させていくことができる環境になっていくのではないかと思うが、そういうようなことについての姿勢というか見解を教えてください。

○岡議長 最初に東京都から。

○東京都（川澄福祉保健局長） 認証保育所の保育料だが、国の基準より1段階低く設定している。3歳児以上だと7万7,000円、3歳未満だと8万円という上限を決めて保育料を設定しているが、区市町村で認可保育所に対してはかなり補助を入れている。だから国の基準の半分ぐらいの設定になっているところが大半になっており、それから考えると認証保育所が若干高い金額になっている。収入の低いほうではかなり差が出てきているという状況。

それをどのようにしていくかということについては、横浜市では保育所の保育料を上げたという話も出ていたが、この辺は区市町村でどう考えるかということもあるが、今後の課題と考えている。

○岡議長 2点目の質問に対する答えもお願いします。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 認証保育所は先ほど申し上げたとおり、認可と遜色ないものとしてクオリティをきちんと私どもとしては第三者評価の中で示していると思っているので、今後新しい制度に向けて給付の対象としていただきたいのだが、先ほど申し上げたバランスの中で給付の形態であるとか、6割の保育士の基準をどういう形で引き上げ、もしくは人材の質を改善するというようなものをお示しいただいて、それに向けて現在の認証保育所が新制度に乗っていけるかどうかということについては、私どもとしては方向性を示していただければ、その中で考えていきたいと思っている。

基本的には現在も遜色ないものを提供しているので、基本的にはそれに準じた御支援をいただきたいというのが基本姿勢。

○厚生労働省（鈴木審議官） サービスの質の話だが、これは重要な視点だと思っており、私どもも質の確保のためにいろいろな手当を講じていく。基本的に質の確保の点について客観的な基準ができ、かつ、公平に行われるような体制整備ができた暁には、これが例えば設備運営基準といったものに当然反映されていくという動きは方向としてはあるだろうと思っている。

ただ、現時点では評価機関自体が育っていないという非常に基礎的な部分での問題があるので、まずはそういった条件整備をきちんと国としてもやっていきたい。

今、東京都からもお話があったが、いわゆる認可外の認証保育所は非常にい

ろいろ頑張っていたいただいていると思う。これが新制度でどうなるかということだが、横浜市の場合は横浜保育室という認可外の保育所をなるべく認可に持っていく、あるいは小規模保育ということで地域型給付に持っていくということで、かなり方向性を持った御努力をしているので、今の東京都の話もそういった方向性を持った努力をしていきたいという話と承ったので、そこら辺は国と方向感を合わせてやっていきたいと思っている。

○滝委員 評価の御意見を聞きたいのだが、横浜市が林市長のもと待機児童ゼロを実現している。横浜市全体で、NPO法人も含むあらゆる人が横浜市に住む人の魅力づくりというようなコンセンサスをとって、待機児童ゼロを目指して数年でそこに至っているという素晴らしい事例だと私は思っている。これに対し、厚生省あるいは東京都もよくやっているが、予算的にはそこに重点的にお金を使い過ぎているという評価なのか、あるいはよくやったということで見習うべきだと評価しているのか。私たち事業をしている者からすると、目標を立てて成し遂げるといふのはすごいと思うが、これをもっともっと詳細に分析して参考にできる要素があるのではないか。横浜の事例は世田谷区とは正反対な話であり、世田谷区から引っ越して横浜に行こうかなという女性たちの声を聞くこともあるのだが、その辺りについての見解、考えをお聞かせいただきたい。

○厚生労働省（鈴木審議官） 当会議でも横浜市はプレゼンをされて、私ども非常に横浜市の取組は高く評価している。国としては評価しているだけでは駄目なので、これを分析し、全国の自治体の皆様にもこういう点で活用していただけるというような横展開を図りたいと、今その活動を始めているところ。

お金を使い過ぎているかどうかというのはなかなか答えにくいのだが、これは正にそれぞれの地域の行政ニーズにどういうプライオリティを持って対応するかという、正に首長の御判断なので、そこを横浜はしっかりして、できたということだろうと思っている。

○東京都（川澄福祉保健局長） なかなかコメントしづらい部分もあるが、やはり待機児童をゼロにしたというところは非常に素晴らしいと思うし、私どもも目指すところは同じなので、コンシェルジュとか新しい取組もされているとお聞きしているので、また参考にさせていただきながら、私どもも積極的に取り組んでいきたい。

○岡議長 次に、前回の会議で厚生労働省にお願いした資料について説明いただきたい。

○厚生労働省（鈴木審議官） 早速だが、前回調査を要請いただいた件について、資料1-3に、横長の総括表と、その後ろにそれぞれ各自治体の回答をつけている。

49の市区町村全てについて、かなり限られた時間だったが、全部御回答をい

ただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

この表については一番左の欄に自治体名、表頭に①～③ということで、それぞれこの会議からいただいた項目について結果を並べている。

概括的に説明すると、A3の裏ページの一番下の欄。まず上乘せ基準関係で、乳幼児の面積に上乘せ基準を設けている市区町村は49のうちの46、94%の市町村で、その内容は横の欄に書いてある。ほふく室の面積上乘せ基準の有無は、上乘せ25市区町村。児童数、職員数の比率の上乗せ基準は、40市区町村ということで見ていただきたい。真ん中あたり②だが、株式会社の認可数、NPOの認可数等々についても御覧いただきたい。

先ほどからいろいろお話が出ている認可等に当たり、株式会社を応募資格等で排除しているのかどうかということについて、詳細に項目を御提示いただいた。詳細は省くが、③(1)～(5)それぞれ該当ありというところが、そういった応募資格に制限をしている市区町村。それぞれの市区町村で具体的にどのような制限をしているのかというと、次のA4縦の資料で、これはそれぞれ市区町村別に記載をしているので、御覧いただきたい。

○山口参考人 認可保育所の整備運営を行う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例で、該当なしとしているのがそんなことをしていないということか。相模原市のものは全部排除されているのだが、事実と違うのではないかと思う。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今、御指摘があった相模原市は、A3裏ページの46番で、③(1) 応募資格として排除している例は該当ありというふうに記載をしている。

○山口参考人 その右のほうは。

○厚生労働省（鈴木審議官） 基本的にこれは自治体からいただいた回答をそのまま載せている。そういう資料だということで御理解いただきたい。

○岡議長 保育は大変重要なテーマであるので、東京都で言えば、厚生労働省があつて、東京都があつて、区が三者一体となつて、同じ戦略のもとでやっていくのが望ましい。そこに線を引いてしまつて、ここから上は俺の責任だが、ここはあなたの責任みたいな形ではなく、我々企業経営に携わる者が普段使っている言葉を使うと「連結経営」。すなわち、厚生労働省が親会社で、東京都が子会社で、世田谷区が孫会社のトータル業績を見ていく。そのためには親会社は子会社の実態を全部つかんでいなければいけない。あるいは孫会社の実態もつかんでおかなければいけない。是非そのような形で実態を把握し、待機児童をなくすという大命題に向かつて、保育所の数を増やす、保育士の数を増やすという具体策について進めていただきたいという気がする。

いずれにせよ貴重な資料を作ってください、御礼申し上げます。参考にさせて

いただきたい。

次に、保育チームの論点整理について、大田議長代理から報告いただく。

○大田議長代理 厚生労働省におかれては、精力的に調査していただき御礼申し上げます。私どもとして、内容を精査するが、是非公開をお願いする。

保育チームの論点整理、資料1-4に沿って説明する。まず、前々回の本会議で具体的な検討事項として3点お出しした。

第一は、保育環境の格差を是正するためのガイドラインの策定。これについては厚生労働省でどういうものが出せるか検討するという事なので、御回答をお待ちしている。

2番目、待機児童が多い地域で特例的・時限的に規制緩和ができないかということについては、「基準を緩和すると量を確保するために質を切り下げたという指摘を免れないのではないかと。保護者の安全や安心を求める声に応えられないのではないかと」という回答を前々回にいただいた。

保育の質を下げているとは私どもは全く思っていない。しかし、だからできることは何もないということになると、認可保育所に子供を預けることができない親御さんにはあまりにお気の毒。その親御さんたちには低い質で我慢しろということはいえないので、保育チームで知恵を絞り、こういうことならば質の確保と量の拡大を両立できるのではないかとという提案をさせていただき、是非これから申し上げる点について御検討いただき、御回答をお願いしたい。資料に沿って申し上げる。

待機児童が50人を超える自治体においては、特例的・時限的措置として次の方策を講じてはどうか。

(1) 保育士数の制約と認可保育所整備の緊急性にかんがみ、最終的には10割を維持することとしても、当面の間、保育士数は基準の8~9割程度とし、残りの職員を保育ママや幼稚園教諭等の免許保持者を充てて、質を確保する方途を可能としてはどうか。

また、早朝・夕方の時間帯は、配置基準が通常保育の基準を満たしていない状況が各方面から指摘されている。この特別保育部分については、まず、厚生労働省が早急にその状況について実態調査を行って公表し、その上で、現実に即した配置基準を設け、質を確保するべきではないか。

(2) 「児童福祉施設最低基準」上の定数の一部にパートタイムの保育士を充てることのできる条件を柔軟化すべきではないか。例えばパートタイム保育士2名で常勤保育士1名とカウントするといった方策。こういったことで10割を満たす。これを柔軟にできないか。

(3) 潜在保育士の活用のために、保育士の現況を自治体が確認できる仕組み(保育士リストの更新など)を導入してはどうか。

(4) パート労働者も保育所を利用しやすくするよう、一定時間や週に数日の預かりの仕組みを充実すべきではないか。先ほどの東京都のお話でも、保護者の6割はパートタイマーであるというお話があった。

(5) 都市部の保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士資格の水準を変更することなく、認証保育所で働く保育士以外の方が働きながら保育士資格の取得が容易になるような措置を講ずるべきではないか。例えば、保育士資格の取得について次の改善策を講ずるべきではないか。

①試験回数を現行の年1回から年2回にする。

②合格した科目についての免除期間を現行の3年から5年程度に伸長する。

(6) 保育士登録の申請から保育士登録証の交付まで、現在は約2カ月を要するが、緊急性にかんがみ、大幅に短縮する方策を検討すべきではないか。

(7) 待機児童が多いにもかかわらず「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体が少ない。保育の質を最低基準で維持しつつ、保育の量の確保に重点を置いた方向を目指すべきではないか。この旨、厚生労働省はガイドラインを示すべきではないか。

(8) 同等の安全性と合理的な代替手段を前提として、避難用外階段等の設置義務を緩和するよう、自治体に働きかけるべきではないか。

以上が私どもからの提案。是非御検討いただいて、御回答をお願いしたい。

3番目に提案した質の評価については、厚生労働省としても御検討いただけるということなので、御回答をお待ちしている。

4番目に、前回出た意見を踏まえて新たな論点を出している、

保育料の適正な水準の確保。一般に、認可外保育所の保育料は、認可保育所よりはるかに高い。認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にもより大きなダメージを受けることになる。横浜市の取組を参考に、認可保育所における所得階層ごとの保育料の見直しや、認可外保育所の保育料引下げの工夫を検討し、保育料格差を是正するためのガイドラインを示すべきではないか。

これについては前々回、翁委員からの御指摘に対して、厚生労働省からも「自治体がそこら辺を埋める努力、今の認可の利用料を上げていって、認可外の利用料を下げていくような努力は是非お願いしたいし、国がそれに対してできるような支援があればやっていきたいと思う」と御回答いただいているので、是非お願いしたい。

1点加える。これも前々回に出た意見だが、社会福祉法人の会計の透明性について「現在の実施状況等も確認の上で、また、私どもとしてそういった公表の範囲について検討します」という回答をいただいているので、これについても具体的な御回答をお待ちしている。

いろいろ要望が多くて申し訳ないが、よろしくお願い申し上げます。

○岡議長 ただいまの論点整理について御質問を。

○寺田副大臣 ありがとうございます。

いろいろなことがネックになって待機児童の解消が進まない。どんどんあふれてくるということで、職員設置基準は今、大田代理も言われたとおり、これは10割、6割という有資格者割合の規制と共に、例のゼロ歳児1人につき3人、要は個別の子供に対する設置基準は緩めなくていいのか。ここがネックになっていないかという点と、2.5平米の面積基準、これはもちろん3.3平米からに緩和されているわけだが、ここがネックになっていないか。これは役所に聞くのがいいのか分からないが、いかがか。大田議長代理からでも。

○大田議長代理 その議論は、いずれ国としても最低基準の在り方として必要ならば議論していただければと思う。

私どもが今回提案したのは、最低基準をさらに上乗せているところについての提案である。上乗せするのは大変結構なことであるが、それぞれの自治体でたくさんの認可保育所に入れなくて困っている親御さんがいるわけで、そうだとすればせめて最低基準、ここで質は守られているという国の判断があるわけだから、そこに留めていただいて、量の確保にかじを切っていただけないかというお願い。

今の副大臣の御質問に関しても、待機児童が非常に多いところについては基準そのものを見直せというのではなく、少し切り下げて、その部分を別の代替、例えば保育ママの資格を持っている方とか、そういうところで代替することで、あるいはパートタイマーの保育士さんをたくさん採用することで何とか補えるのではないかと。そこを御検討いただきたいというのが私どもの提案。

○山際大臣政務官 今の代理の話なのだが、先ほど東京都からは保育士を6割という形で十数年間続けているが、それで何か問題が起きているかと言ったら問題が起きていないという御説明だったと認識している。とするならば、我々規制改革会議としても8～9割という数字ではなくて6割でもいいのではないかと。そこはもう少し先に進むような、いわゆる前向きなものにしてもらったほうがいいのかと、あまり口を挟むべきではないかもしれないが。

○岡議長 そういう声を期待して待っていた。他にいかが。

○林委員 国と都の関係についてだが、東京都は、猪瀬都知事が新聞記事に御意見を出されたり、東京都からの今日の資料の9ページにもあるが、職員配置基準とか、他のものについても国の体制を是正することを望んでいらっしゃる。一方で、これまでの厚生労働省のヒアリングのときの御説明では、これは地方自治体が主体だから、国としては「お伝えする」というスタンスである。今回、我々としてはまずは政府に対して、厚生労働省に対して、ガイドライン策定などをお願いしていくわけなのだが、いま一つすっきりしないのは、東京都から

の、今日の例えば9ページのような御提案とか、猪瀬都知事からの御意見とかあって、厚生労働省としてはそれに対してどういう答えになるのか一度聞いてみたい。

○厚生労働省（鈴木審議官） まず直接東京都の資料の9ページについて御説明がありました。3点ほど載せられているが、1点目の認証について新制度の給付対象とすべきということについて、先ほども御説明を申し上げたが、今の認可外の保育所について、新制度でも基本的に受けとめられるような給付設計をしたつもりでいる。現に横浜市は横浜保育室という認可外について、できるだけ認可に持っていく、それから、小規模の地域型給付、地域の実情に即した給付で受けとめるということで、方向感を持って努力している。

したがって、子どもは一概に全然対象にしないと言うつもりはないが、そういった方向感を持った取組を都にもしていただきたい。そうすると恐らく両者一致できる到着点というのはあるのではないか。

配置基準については、最低基準は国が責任を持って国が定める。この点は最初の第1回目でも御説明申し上げたが、量の拡大は喫緊の課題であることは間違いない。全力をあげてまいりたい。一方で、国会審議等を通じて、質との両立を、与野党問わず、厳しく政府に宿題としていただいている。したがって、この辺りを先ほど6割という話もあったが、国会では10割堅持という議論が相当程度与野党問わずにあった。そういうことを踏まえてどういった両立の努力をしていくのか。こういった方向感で考えてまいりたい。

3点目は国がしていることについても一定御評価いただいているようであるので、この辺りはまた条件次第かなと思う。

○岡議長 先ほどの6割にするかどうかはもう少し議論が必要。今の林委員の指摘についてももう少し議論するが、全国ベースでやるのは大変だろうから、少なくとも待機児童が一番多いと思われる東京都を対象にして、国と東京都と代表的な区でプロジェクトチームを作って、質を維持しながら量の確保をするためには、国、都、区がそれぞれ何をやるべきなのかを、役割とか立場の違いを乗り越えて具体的な解決策を出していただければどうか。産業競争力会議で流行の言葉は「横串」だが、今、私は「縦の串」を通してやっていただいたらよろしいのかなという気がする。親会社である厚生労働省の見解はいかがか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 正にこの喫緊の課題に国と市区町村が力を合せて同じ方向で、力を組み合わせてやっていくというのは御指摘のとおり。

大変僭越だが、1点だけ。連結決算、親会社という比喻があったが、子どもが常に悩みとして直面しているのは、一方で政府の大きな課題として従来から地方分権の推進が相当程度進められているという点。この中で子ども、ざっくばらんに申し上げて反対したときもあったが、基本的には地方分権の大きな流

れの中で、国が基本的に口を出すべきではない部分が、相当程度厳しく地方分権一括法で仕切られている。そうした法律、ルールの問題もある。ただ、それを口実にすることなく、実際に問題対決のためにどう努力していったらいいかということは、全力でやらせていただきたい。

○岡議長 我々も子会社・孫会社の経営の独自性を維持しながら連結経営をしなければいけないので、国が東京都にあれやれこれやれとできないのはよく分かるし、やるべきでもないと思う。ただ、特に保育については、正に縦串を通して一体となっていていただく必要性の高いテーマではないかと思い、申し上げた次第。

○長谷川総理補佐官 規制緩和の会議に規制強化のことを言って申し訳ないのだが、ただし、規制強化と言っても対象は民間ではなくて、自治体の首長に対する要請、この論点整理にあるように待機児童がいる自治体、とりわけ市町村については何年までにゼロにするという目標を首長は出してくれと。すなわち、委員の皆様が規制緩和措置の具体案をまとめてくれたことはありがたいのだが、やってみても待機児童が減りませんという、事態がないとも限らない。先ほどのお話で、認可が簡単にできないという1つの理由は財政措置みたいなものも絡んでくるような気がする。よって、待機児童が多いところには、首長さんに目標を決めて公示するというのを制度化して欲しい。「いついつまでにやるか」という数値目標だが、そういうものを位置付けたらいいのではないかという提案なので、委員の皆様の判断に委ねるが、そう思った次第。

○岡議長 大変力強い御意見。保育チームがまとめた論点整理の一番上に目標がある。前回説明のとおり、大変チャレンジングな目標であると認識しているが、今の長谷川補佐官の御意見も踏まえ、これをどのように政府から地方自治体に落とし込むのかということについては厚生労働省に検討いただきたい。

このテーマは、引き続き本会議で議論を進めていくが、厚生労働省、東京都におかれては、是非、本日出された意見を参考として、目標達成のために御尽力いただきたい。また必要に応じお話を伺うことがあるかもしれないが、その際はまた御協力をお願いしたい。

○東京都（桃原少子社会対策部長） 1点だけ補足的に申し上げたい。今、厚生労働省からも、今後の保育士等の基準等について私どもの方向感というお話もあったが、私どもでお願いしたいのは、現下の東京都でこれだけ深刻な待機児童問題が生じている中であって、それを解決するのは東京都であり区市町村なので、責任を持った自治体が自らの責任で、自らの状況を踏まえて判断ができるような基準づくりが必要だということなので、是非その点を重ねてお願いしたい。

○岡議長 この議題については以上で終了する。

厚生労働省、東京都の皆様、藤岡さん、ありがとうございました。

(ヒアリング関係者退室)

(2) 国際先端テストについて

○岡議長 大分時間が押しているのです、これからスピードアップする。

議題2の国際先端テストについて、まず、前回会議での指摘を踏まえた資料の修正について事務局から、その後、各ワーキング・グループで選定した項目を座長の翁委員、安念委員、座長代理の佐久間委員と金丸委員の順で御説明をお願いしたい。

○三浦参事官 簡潔に変更点のみ。資料2-1、3点の変更点がある。

1点は、御議論を踏まえて決定したものの語尾を「検討する」といった決定の形にした。2点目は、金丸委員からの御意見だったと思うが、規制に関しては単に遅れを取り戻して追いつくというだけではなく、新しい規制のイノベーションであったり、一方で不明確なルールになっていることで、実態が伴わないといったことに対応できるような検討の視点を入れてはどうかということで、2. にfを追加した。3点目、これは言わずもがなのことだが、念のため誤解が生じないように、3. の最後のところに国際先端テストにかけないものについても、当然のことながら必要に応じて国際比較をやっていくというのは、今もこれからも変わらないということを念押しのため記載した。

○翁委員 健康・医療分野の国際先端テスト対象項目だが、お手元の資料2-2の記載の4項目を決定している。

まず一番目が一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備で、これは4月4日に第2回ワーキングがあり、既に消費者庁、厚生労働省、事業者団体からヒアリングを行ったところ。現在、日本では保健機能食品、つまり栄養機能食品と特定保健用食品という機能性表示の制度があるが、これが十分活用されていないことが明らかになってきて、その中で事業者団体などから世界とのギャップとして、アメリカや韓国との比較の例などが挙げられている。

例えば我が国では保健機能食品の保健の用途とか、許可成分が限定的であるということなど、表示内容が画一的で、国民から見るとどのような機能があるか明快な情報が伝え切れていないというような問題がある。そういったことからワーキングとして、国際先端テストの対象として選定し、既に消費者庁に対しては機能性表示制度の比較、厚生労働省に対しては健康食品の取扱い、つまり医薬品に当たらないことの判定をどうするかということに係る比較の観点から、それぞれ調査を依頼しており、次回のワーキングが19日にあるが、ここで1回目の報告を受ける予定になっている。

2番目が医療機器の実用化期間の短縮とだが、これは第1回ワーキング・グ

ループで3月21日に行ったが、医療機器に係る規制改革の推進ということで厚生労働省からヒアリングを行い、デバイスラグについての議論があった。厚生労働省からも現状と取組状況、とりわけ後で御説明するが、今国会提出に向けた薬事法改正の検討内容について説明があり、努力をされているところなのだが、もちろんこれは以前よりは改善されているが、世界とのギャップが埋まるには至っていない。

後ほどワーキングとしての見解をお諮りしたいが、やはりデバイスラグについて、世界とのギャップが埋まるだけでなく、日本が世界をリードしていくことを目指し、今後も引き続き問題意識を持って議論していきたいと思っている。改正後の薬事法が諸外国と比較してどうかという点も含めて、ワーキングとしてしっかりチェックしていきたいとして、第2番目の項目として選定している。

一般用医薬品のインターネット等販売規制については、御承知のとおり本会議案件ということで、既にやりとりがあるが、これも国際先端テストの対象項目として、こちらのワーキングとして掲げている。現状、厚生労働省は今、新たなルールを検討中ということで回答を待っているが、今月中を期限として回答を要請しているところ。

4点目は医療のIT化の推進。これは過去から様々な機会において電子カルテの導入やレセプト情報の電子化、処方箋の電子化などについて、こちらからも要請をしているが、いまだにネットワーク化が不十分で情報があまり生かされていないという認識を私どもとしては持っており、総合的に医療のIT化を進めていくことが必要だという問題意識から、ワーキングとしてもしっかり腰を据えてこの問題に取り組んでいきたいと考えている。

IT化自体を目的とするのではなく、どのように国民の健康長寿の願いをかなえるための医療サービスの発展や医療情報の活用をしていくか。それから、全体の医療費の効率化ということや、どのようにIT化を通じて実現していくかなどの視点から、まずは現状、患者が受診してからの情報フローがどうなっているかということや分析していくことから検討していこうと思っている。

これは次々回の健康・医療ワーキングで1回目の議論を行う予定だが、しっかりここで課題を見極めた上で、世界との比較を踏まえた議論が重要と認識しており、第4番目の項目として掲げている。

○安念委員 一応4項目にまとめたが、いずれもそれをさらにまとめると、要するに次世代型自動車、とりわけ燃料電池自動車の普及をサポートしようという考え方で、そのことは当ワーキング・グループとしての重点項目の3つうちの1つ。

⑤は水素自動車ではなく、天然ガス自動車を考えているのだが、天然ガス自

自動車もガソリン車に比べれば2割5分方、CO2の排出が少ないもの。燃料電池自動車については、走行中は少なくともCO2はゼロ。

日本も5年程度ものづくり等と言っていたのだが、だんだん外に売るのがなくなってしまい、今や希望のある分野として燃料電池自動車もぼしょってしまったら、売り物がないなという感じになってきて、これはとにかくやらなければいけない。自動車だけ作っても、2015年には市場投入すると言っているの、市場投入しなければいけないのだが、自動車だけ作ってスタンドがないというのでは動くはずがない。基本的にはスタンドを作れるということにしようというもの。

具体的には4ページから。これが⑤～⑧に対応している。さらに⑧はどうして⑧-1、⑧-2、⑧-3と分けて書いてあるかといいますと、資料4-2の短冊、各項目にばらしたものだが、枝番号がついているのはそれぞれ短冊では1つになっている。つまり5ページの⑧-1だと短冊の36に相当している。⑧-2は短冊の37に相当している。

我々はこれだけを国際先端テストの玉だと考えているわけではない。他にもワーキング・グループとしての重点項目である変電所における逆潮流制限の緩和とか、プラスチック容器のリサイクルについても執念を持っているわけだが、何しろ変電所の逆潮となると電力系統全体の運用をどうしているのかということが国によって違っている可能性があるんで、ある一部分だけ捉えて外国と比較するというのは難しい可能性がある。

さらにはプラスチックのリサイクルについては、そもそも容り法のような法律がどうやら日本にしかないという説もあり、比べようがないのかもしれない。したがって、もう少し外国と比較するについては比べ易いように区分けをしてから比べたい。

今回候補としたのは、例えば水素タンクの鋼材、材質が何でなければならぬかという話であって、これは文化とか関係ないので比べ易いだろう。とりわけ比べ易いだろうというもので選んだ。

○佐久間委員 鶴座長の代わりとして御紹介する。雇用ワーキング・グループは2件。1つが有料職業紹介事業の見直し。有料職業紹介事業というのは、求職者から手数料を徴収して職業を紹介するもの。これは日本では原則法律で禁止。ただ、例外としてこれは規則等によって芸能人かモデル、年収700万超の経営管理者、これに加えて実際にお金を払って受け付けという形で家政婦、配膳人、マネキン、調理師等も許されている。

ただ、これについてはそもそも合理性があるのか。例えば700万超の経営管理職、これは部長ということになっているから、部長だと700万超はいい。ただし、1,700万円の課長は駄目だということ。つまり、こういう合理性がそもそもある

のかということで、年収要件の撤廃、職種の限定の柔軟化、許可制度そのものも含めて検討を行うというのはいかがでしょうかと考えている。

ただ、この国際的な比較という点で言うと、日本のこの制度はそもそもILOの条約181号に基づいている。そもそもこの条約を先進国の米、独は批准していない。どちらかと言うと途上国が多いということで、ベースとしてそもそも違うというところがあるが、少なくとも、合理性というのが本当にあるのかというところがスタート。

2番目は労働者派遣制度の合理化。これは労働者の派遣というのは原則自由。ただ、例外的にここに書いているように港湾運送等は一切派遣が禁止されている。加えて専門26業務以外のいわゆる自由化業務と言われるものについて派遣はいいが、期間の制限がある。こういったものがそもそもない国も欧米等にあるということで、こういう意味で派遣禁止業務や派遣期間の見直しをしてはどうかとして、やはり女性、高齢者等々、多様な人材に対してニーズに即した雇用機会の提供を図るべきだろう。ということでこの2つを対象項目に提案させていただいた。

○金丸委員 本日、大崎座長が御欠席のため、私から報告をさせていただく。

創業等ワーキング・グループの国際先端テスト対象項目として挙げているのは、資料2-2、国際先端テストの対象項目に記載の4項目。創業等ワーキング・グループにおいては事務局から御提示のあった2項目以外にも、国民に分かり易いものを対象とすべきではないかとの視点も踏まえて、検討した。

1番目だが、⑪先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化。本項目は座長からの御提案だと聞いているが、自動車会社が自動車に関する新たな技術開発をした際の公道走行試験について、日本の場合には他の国、例えばアメリカなどに比べて手続に時間がかかるとの御指摘がある。日本の自動車産業が技術開発を積極的に行いやすい環境の整備をすることは重要であり、また、日本の研究開発の拠点が海外に流出してしまうことを防ぐという観点からも必要な検討であると考えて、当該項目を対象とした。

⑫匿名化された情報の利用制限の見直し。本件については前回の創業等ワーキング・グループで消費者庁、経済産業省及び経団連からヒアリングを行い、議論をした項目。議論の中においては、日本の個人情報保護法の運用が極めて厳格な解釈のもとに行われており、本当に法律が想定している運用となっているのかという御指摘があったところ。

その結果として、同じ個人情報保護法の制度がある他の国で企業が普通に行っている情報の活用が日本で行えないという状況にあるのではないかという疑問も生じたために、国際先端テストの対象とした。

なお、この点については消費者庁と経済産業省に対して、事務局で提示した

論点について諸外国においても日本と同様な取扱いをしているのか否かを現在質問している状況。

⑬輸出通関申告官署の自由化、⑭市外局番取得にかかる品質要件の見直し。これは前回のこの会議において、事務局から例として挙げられていた項目。いずれも諸外国と比較したときに必ずしも一般的な規制ではないのではないかと。仮にこの規制を見直したらどのような支障があるのかを諸外国と比較をしながら検討するのが適当なのではないかと思われる項目であることから、先端テスト対象とした。

現段階で創業等ワーキングにおいて、国際先端テストの対象とされたものは以上4項目。また、ワーキング・グループの議論の中では長谷川委員より農業など、国民に対して日本の制度をより分かり易く示す手段として、国際先端テストを活用すべきとの御意見もあった。長谷川委員の御提言に関しては座長預かりとなり、その後、議長に報告を申し上げたところ。

今後のワーキングにおける具体的な議論の中で、他のワーキング・グループと同様、この後も議論に資すると思われる項目が出てきた場合には、随時対象項目としていきたい。

○岡議長 金丸委員から御指摘の通り、長谷川委員からペーパーが出ている。これは長谷川委員が大崎座長に出され、私への報告という形で上がっており、長谷川委員の御意見、趣旨は私も理解するところ。ただ、前々から申し上げているように、農業についてはしかるべきタイミングにしっかりと対応したいという考え方で今でも変わっていない。

先端テストについても、今日の項目だけでも実務的に相当なものがあるが、長谷川委員からこういう趣旨の御意見をいただいたので、創業ワーキング・グループの中で若干先行して事実関係の調査を予習的にやっておいて、しかるべき時期が来て農業を真正面から取り組むときにもう一度議論したいと考えているので、了承いただきたい。

では、国際先端テストについては、4つのWGから御提案の14項目をとりあえずの対象としてやることでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(3) 健康・医療ワーキング・グループからの報告(再生医療・医療機器)

○岡議長 ありがとうございます。

次に、議題3に移りたい。健康・医療ワーキング・グループより、再生医療、及び医療機器に係る規制改革についての検討を踏まえ、当会議としての見解を出したいという提案があったので、本日審議の上取りまとめれば、当会議の見解として厚生労働省へ提言したい。

まず、座長の翁委員から御説明を。

○翁委員 資料3を御覧いただきたい。1枚目にはこれまでの議論の経緯を記載しており、3月21日にワーキング・グループで厚生労働省よりヒアリングを行い、これを踏まえて4月4日の第2回ワーキング・グループで提言についての審議が行われたところで、今般ワーキング・グループとしての見解案がまとまったので、本会議に諮るもの。

2枚目、こちらが再生医療の推進に関する見解。再生医療については今後、画期的な治療法や再生医療製品の開発が期待されており、国民の健康長寿への貢献や医療関連産業としても我が国の経済成長に資することなどが期待されており、これを強力に推進することが求められている。これに関して、現在、厚生労働省において再生医療関連法案が検討されていて、細胞の培養、加工について外部委託を可能にすること。医薬品や医療機器から独立した再生医療等製品の取扱い、早期上市のための条件・期限付き承認の導入などを柱としているもの。まずこの法案の早期提出を求めると共に、平成26年度中の施行を求めている。

この際、こうした仕組みを円滑に進めるために、第1に、外部委託の運用ルール等を早期に整えること。第2に、条件・期限付き承認を合理的で利用しやすい制度にすること。第3に、保険外併用療養費制度を積極的に活用することについて求めている。併せて遺伝子治療についても再生医療製品と同様の扱いとし、確認申請制度を廃止することの検討も求めている。

4ページは医療機器についての見解。医療機器については本来、日本のものづくり技術が最大限に発揮されてしかるべき分野であり、また、健康に長生きしたいという国民の期待に応えるため、医療機器の特性に踏まえた制度を構築して、いち早く先進的な医療機器を国民に届けることが必要となっている。

デバイスラグが大きいことがかねてから指摘されているが、これに関して現在、厚生労働省においては薬事法改正案が検討されており、薬事法に医療機器というものを明示して、医療機器の製造業を許可制から登録制に改める。民間の登録認証機関による認証制度を高度管理医療機器にも拡大することなどを柱としている。

まず私どもとしては、法案の早期提出を求めると共に、平成26年度中の施行を求めている。また、革新的な医療機器開発を促進する観点から、臨床研究中核病院を指定する医療法改正法案についても、早期提出を求めている。

その上で、医療機器についてはさらに第1に、医療機器の審査は医療機器の特性を踏まえ、より必須な要件に絞った包括的な基準とすること。第2に、この認証基準を計画的に策定すること。第3に、登録認証機関の能力確保、向上のための取組をすることを求めている。

併せて医療機器の開発インセンティブを高める保険制度となるよう、機能区

分の細分化も求めている。

以上のように再生医療、医療機器とも厚生労働省において今、法案提出に向けて対応をしているところ。見解はまず法案を早期に提出することを求めた上で、法案成立後の運用等にまで踏み込んだもの。法案成立後について、これらの改革事項が早期に実現していくよう、引き続き厚生労働省に求めていくことを考えている。是非御審議の上、決定いただきたい。

○岡議長 今の翁委員からの御説明に対し、当会議としての見解として取りまとめる前提での御意見を。

○寺田副大臣 すばらしい取りまとめありがとうございます。

医療機器について輸出入に言及いただきありがとうございます。ただ、実際これは手続だけの問題だけではなく、手続に時間がかかる、あるいは過大なワークロードがかかるのは確かに事実なので、そもそも禁制品になっているもの、輸出入ができないもの、あるいはニューロスターというビームを照射する鬱病治療の医療機器。これは医師の個人使用しか今は認めていない。ただ、それは自ら鬱病のお医者さんが自分の鬱病を治すために使うというのは個人使用であって、当然医療機器だから治療のために使う。個人使用しか駄目。

ただこれは手続の問題というよりもっと中身の問題が当然包含されているので、是非そういう今のそうした禁制品であるとか、極めていびつな形しか認めていないような医療機器とか、医療機器として使えないような認め方しかなくなっているものとか、是非手続の簡素化等と言うと単に手続だけになってしまうもので、是非よろしく願いしたいと思う。もしそうした中身まで踏み込んで自由化と言っていたらればよりよいのであるが、文章は直す余地はないのか。

ホットラインができて以降、いろいろな意見が入ってくる。政治家の事務所だからいろいろな人の要望、陳情、特に規制絡みのものが最近非常に増えてきた。それは、すぐ座長にフィードバックでき、うれしく思う。

○翁委員 修正案としては総合的な観点からというような、具体的にはもう少し。

○寺田副大臣 そうですね。手続だけではないのは事実なので、手続及び要は中身。手続と言うとプロシージャードが、サブスタンスの方。

○中原参事官 普段寺田副大臣に非常に的確に御指導いただいている中で大変恐縮なのだが、個人使用で医療機器を医師が使うこと自体は現在も許容されているということで、個人使用でも治療で使うことについては許容されているという事実関係。

○寺田副大臣 事実関係で言うと、それは正に本音と建前の世界で、あくまで個人使用だという仕切り。もちろん個人使用の中で医師の個人が治療に使うことは事実上容認しているというだけで、大っぴらにはまだ認めていない。した

がって、1人につき何台という台数制限まで現状はついている。

そこらの中身の議論は大いにしたいところだが、要は時間がない中での取りまとめなので、具体の言葉はお任せする。

○大田議長代理 「簡素化・迅速化」の次に、今おっしゃった輸出に関わる何とかの見直し等でいいのではないか。

○翁委員 「輸出入に関わる規制の見直し等」というふうに、迅速化の次に入れるということよろしいか。

○岡議長 「医療機器の輸出入拡大に向けた」となるか。

○大田議長代理 ここの前に規制の見直しを一言。「手続の簡素化・迅速化、医療機器の輸出入に関わる見直し等」。

○寺田副大臣 なお禁制品は多々ある。医療用ゴムとか、およそできないものもある。

○大田議長代理 「禁制品等の見直し等」ですかね。

○翁委員 少し大きなくくりにして「手続の簡素化・迅速化や輸出入に係る規制の見直しを図り、医療機器の輸出入拡大に向けた取組を行うべきである」ということよろしいか。少し包括的に。

○森下委員 内容自体ではないのだが、今、寺田副大臣が言われてこれで終わりというのではなくて、引き続き次の課題、医療機器等もやっていきたいと思うので、そのことの確認だけ是非お願いしたい。とりあえず第1弾がこれという理解でよろしいか。

○岡議長 医療機器に関してはこれでおしまいということではない、という意味か。

○森下委員 薬事法もそうなのだが、とりあえず法案がまず出て、その中身を見て再度規制改革会議で不合理な部分があれば、是非引き続き議論をするということの確認だけはさせていただきたいと思う。

○岡議長 それは多分、全てのテーマ共通のことだと思う。見解を出したからと言って、そのテーマについて二度とやらないということは全ての分野を対象にしてないと思う。今の森下委員からの確認に対しては「そうです」という回答で対応したい。

それでは、この2件について、会議としての見解として、厚生労働省に示すことにしたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 御礼申し上げます。

この後、議題4として予定していた、エネルギー・環境ワーキング・グループの中間報告は、大分時間が押してしまったので、次回の会議にずらすことにするので御了解願いたい。最後に、事務局から説明を。

○滝本室長 次の会議。連休の谷間で大変申し訳ないが、5月2日に開催を予定しているので、よろしくお願い申し上げます。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 報告と補足がある。報告は私IT戦略本部の委員もしており、先般の会議で山本一太大臣始め、新藤総務大臣も出られていたと思うが、そういう中で是非規制改革会議と連携をしたいという話題が出て、誰か出てくれないかと、私が規制改革会議のメンバーだとは多分十分な御認識がないまま、そういう御意見があり、私からは私は一応メンバーだがということはお伝えしたが、IT戦略本部の会議に来ていただいてという話も出ていたという御報告が1点。

2点目は、先ほど長谷川委員が今日出されたペーパーに対して、岡議長より、我々ワーキング・グループの方で予習的にやれる範囲でやって欲しいという話をいただいたので、今日は座長もこのペーパーを出された長谷川委員も御欠席なので、私どものワーキング・グループで相談をして、できることは是非やっていきたい。

○岡議長 1点目については、いろいろなところで規制改革会議と連携を深めてくれという話がある。どんな戦略、政策でも規制が絡む部分が多いので、我々もしっかりと連携をしていきたい。金丸委員には、IT戦略本部とのブリッジをよろしくお願いする。

以上で本日の会議を終了する。